

2020年（令和2年）3月10日

一般社団法人藤沢市薬剤師会

会長 齊藤 祐一様

藤沢市保健所長

阿南 弥生子

（公印省略）

### 新型コロナウイルス感染症について

日頃から本市の保健衛生事業に、多大なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、新型コロナウイルス感染症について、ホームページを開設し市民への周知を図るとともに、2月7日に「藤沢市帰国者・接触者相談センター」を設置し、市民からの相談に対応しているところです。

貴会におかれましては、1月31日付けで当所より「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎に対する協力について」依頼をさせていただいておりますが、疑い例の定義に次のとおり変更がございましたので、お知らせいたします。

#### 【新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義】

- I. 発熱または呼吸器症状があり、新型コロナウイルス感染症であることが確定した人と濃厚接触歴がある。
- II. 発熱（37.5度以上）かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に中華人民共和国湖北省あるいは浙江省、大韓民国大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡あるいは軍威郡並びにイラン・イスラム共和国コム州、テヘラン州あるいはギーラーン州に渡航又は居住していた。
- III. 発熱（37.5度以上）かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に中華人民共和国湖北省あるいは浙江省、大韓民国大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡あるいは軍威郡並びにイラン・イスラム共和国コム州、テヘラン州あるいはギーラーン州に渡航又は居住していた人と濃厚接触歴がある。

**【参考】**

藤沢市ホームページ『新型コロナウイルスに関連する肺炎について』

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hokenyobo/kansensho/korona.html>

以 上

事務担当：藤沢市保健所保健予防課

電 話：50－3593

F A X：28－2121